

第14回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年4月17日（月）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 ただいまより第14回行政手続部会の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、お願いします。

○石崎参事官 それでは、私のほうから議事次第を御説明して、その後大槻参事官のほうから内容の説明をさせていただきたいと思えます。

最初のページの議事次第ですけれども、本日は3点検討しました。

基本計画策定のための作業方針は、先月末に行政手続部会として取りまとめを行いました。具体的には今年6月末までに各省に計画を作っていただくということで、そのための作業方針についてということでもあります。

2つ目と3つ目「行政への入札・契約に関する手続」の今後の進め方、「調査（統計調査以外）」の今後の進め方につきまして、部会の取りまとめの中で、この2点につきましては現時点において重点分野には位置付けないのですけれども、継続検討となっておりますので、その継続検討について、今後どうやって検討していくかについての進め方について議論をしたということでもあります。

内容につきましては、大槻参事官から説明をよろしくお願いします。

○大槻参事官 資料1-1ですけれども、作業方針（案）でございます。Iは「基本計画の策定単位、公表」としてありますが、各重点分野について、各省庁別に作成をする。公表をしていただくということを記載しています。

(2)の削減率というのは、基本計画の策定単位ごとに20%削減をしてくださいということでございます。

「II 共通編」ですけれども、おめくりいただいて資料1-1の2ページを見ていただきますと、まず、対象手続の一覧表の作成をお願いしています。対象手続は、民間事業者が行う手続を対象とするということで、独法等、地方公共団体、事業に関係のない個人が行う手続については、民間事業者には適用がない手続である場合は対象外とするということで例示をしております。

②に別添の様式1の「基本計画の対象手続一覧表」に必要事項を記載するとありまして、後ろに様式がたくさん付いているのですけれども、こういったものに従って書いてもらうということもございます。

③対象とする手続は、事業の開始時、それから継続・拡大時、終了・承継時までを含むものであるということです。（注）で「営業の許認可等」とは何かということを書いてご

ざいます。

④この一覧表の作り方ですけれども「許認可等現況表（平成27年4月1日現在）」というものを参考にして、手続の名称等、申請等件数といったものを書いてもらうことを考えております。

（注4）につきまして「補助金の手続」というものがありますけれども、これは許認可等と変わってくるので、書いていますけれども、補助金適正化法の対象となっている補助金について書いてくださいということを書いてございます。

（注5）の「調査・統計に対する協力」は、許認可とか補助金とちょっと違ってくるので別々で書いていますけれども、基本的には平成29年度に実施予定の補助金について一覧表を作成してくださいということでございます。

「2 基本計画の作成」ですけれども「（1）作成対象」とありまして、これは前回の部会でも議論になった点なのですが、年間件数がゼロ件の手続について、少ないものまでやってどうなのかという議論がございましたので、今回、これについて対象外にすると加筆をしています。

さらに、年間件数が少ない手続についても、計画策定は要しないとしております。この「年間件数が少ない手続」の意味は（注1）にありますけれども、年間100件未満としています。

次の4ページですが「（2）基本計画の記載事項」ということで、これも様式が後に付いているのですけれども、手続の概要、電子化の状況、削減方策といったものを書いていただく。さらに（注1）がありますけれども、府省間に連携が必要な取り組みについては、その旨記載をしたり、あるいは（注3）にありますけれども、地方公共団体の理解・協力が必要な取り組みについては、その旨を記載することをお願いしています。

iの「ア 規制そのものの見直し」、「イ 行政手続の簡素化」、「ウ 行政手続のIT化」といったことについて検討していただく。

5ページにiiがありますけれども、3月末の部会の取りまとめで簡素化の3原則といったものを打ち出していますけれども、電子化の徹底だとか、同じ情報は一度だけの原則とありますけれども、こういったものに応じて手続のオンライン化について書いてもらったり、あるいは行政機関間のバックヤード連携といったことについて、どういったことを方策として書いていいのかイメージが湧くように手法の例を示したところです。

iiiのコスト削減に際し取り組むべき事項というものも3月末の部会の取りまとめにある事項ですけれども、これについても処理期間が長いのであれば標準処理期間の設定だとか遵守、行政内部の事務の効率化といったことができますでしょうし、審査・判断基準が分かりにくいのであれば、審査基準の明確化といったことを手法として考えてくださいます。これを例として挙げてございます。

6ページですけれども、「④コスト計測」ということで、基本的な考え方はこの枠組み、部会の取りまとめに書いてあるのですけれども、さらにその注釈を今回付けておりま

す。

i として、コスト計測を行う「各分野の主要な手続」は、年間件数の多いものや事業者からの簡素化等の要望が強いものから、各省庁が設定するとか、ii の「作業時間」の計算方法に当たる式を書いたりしてございます。

(注1) を付けていますけれども、作業時間の把握の際には事業者へのヒアリングが考えられますけれども、基本的には適切な事業者数を各省庁が選定するということですが、代表的又は標準的と考えられる事業者を数者選定することが考えられるということで、少し具体的に示しております。

「(3) 参考資料」とありまして、手続の根拠条文などを書いていただく。

その下に(注)とありまして、一覧表及び参考資料は基本計画に添付すると全体の構成を書いてございます。

その横にⅢ「国税」とありまして、国税分野につきましても基本計画の作成、それから参考資料ということで、削減方策を①から⑤までかなり具体的に書いていますけれども、これは既に3月の部会の取りまとめに書いてあることを同じく書いているものでございます。

Ⅳ「地方税」についても、同様でございます。

次のページ以降、様式が出てくるわけなのですが、様式1-1の最初だけ御説明します。細かい表で恐縮なのですが、ここに書いてある表の事項名は先ほど御説明しました作業方針の中で全て出てくる言葉でございます。追加して説明しますと、この表の一番右2列「基本計画」、「コスト計測」という列がありますけれども、ここに○とか×とかを付していただくことで、手続一覧表のどれについて、基本計画を作成したのか、あるいはコスト計測をしたのかということが分かるようにしているような表でございます。

様式2とありまして「行政手続コスト削減のための基本計画」と書いていますけれども、基本計画につきましても今、御説明しました作業方針に出てくる項目について、こういったイメージで各省庁に書いてもらうということでございます。

資料1-2とありまして、前回4月6日の部会のときに、このたたき台をお示しましたが、これに対する各省庁の主な意見、質問を事務局で整理したものでございます。

各省から、1の「① 民間事業者」とありますけれども、各種の法人といったものは民間事業者に含まれるのかという質問がございました。

「③ 補助金の手続」ですけれども、公募することなく、交付先の法人が単一または特定の者と定まっているものは対象となるのかといった意見もございました。

2ページですけれども、基本計画の作成対象ということで、件数が著しく少ないものや、既に最小限の行政手続コストであるものを対象とすることは必要かといった意見だとか、「② 記載事項」はひな形を示してほしいということがありました。

「③ 削減方策(全般)」は、最初のポツですけれども、ある省庁で所管の全ての許認

可等の手続について調査した結果、特定の手続に申請・届出が集中していることが判明したといった情報提供がございました。

3ページの「⑥ 削減方策（その他政府間の連携が必要な取組）」ですけれども、2つ目のポツです。ワンスオンリーの実現に当たっては、他省庁との連携が必要になるが、どのように検討を進めていくか。

「⑦ 削減方策（地方公共団体との連携が必要な取組）」ですけれども、地方公共団体の所管する手続の取扱いをどうするかといったことがございました。

「3 コスト計測」です。「① 計測の対象とする手続」について、選定をどのような基準に基づいて行われるべきか示してほしいとか、②具体的な推計方法を例示することも検討してほしいという意見もございました。

4ページをおめくりいただくと、最後に「4 フォローアップ」ということで、フォローアップのタイミングや方法等はどうかといった意見もございました。

資料2に移ります。これは「行政への入札・契約に関する手続」の関係です。これも少しおめくりいただいて、3ページであります。表がありまして、重点分野を9分野に定めたところなのですけれども、回答数の順番で言いますと、入札・契約というのは11番目の分野でございました。

4ページの表にありますけれども、何が入札・契約の負担なのかということアンケート調査で見てみたところ、①～④で提出書類の負担が大きいとか、組織ごとに申請様式等が異なるとか、オンライン化がなされていない、記載方法が分かりにくいといったものが順位の高かったところではあります。

5ページは、去年の秋にやったヒアリング／ホームページの結果をもう一度掲載したものでございますけれども、各種経済団体から入札契約について、いろいろな意見があったところではあります。例えば、3つ目の枠ですと、日本商工会議所からは公共工事に必要な整理・簡素化、提出書類の作成負担に関する意見が出てまいりましたし、6ページに経済同友会になりますけれども、自治体ごとに書式・様式が異なる、根拠不明の資料の提出要求といった意見があったものでございます。

8ページですけれども、以下、アンケート調査の自由記載欄の個別意見の分析をやっております。詳細は省略しますが、このページの最初の四角囲みの中にありますが何が主な意見かと申しますと、入札・契約に関する提出書類が多い。競争入札参加資格の様式が統一されておらず、国、地方公共団体ごとにばらばら。参加資格が統一されていない、国と地方公共団体ごとにばらばら。国の電子入札システムについては使いにくい。地方自治体についてはばらつきがある。あるいは、行政機関が発行する証明書類については省略化できないかといった意見がございました。

資料3の「調査（統計調査以外）の検討について」でございます。2ページに部会取りまとめ（抜粋）がございまして、重点分野の9分野のうち、調査・統計に対する協力が6番目だったのでございますけれども、次の3ページですが、部会取りまとめの中に（注3）があり

まして、②の線が引いてあるところなのですが、統計調査以外の調査については、行政手続部会において、別途検討を行うとされて、検討を行っているところでございます。

4 ページに「調査（統計調査以外）の取組の対象」がございましたけれども、これも一般的な定義がないということなので、一体何が対象かということがすごく分かりにくいところではあるのですが、事業者に対するアンケートや調査票への回答を求めるもの（統計調査を除く）が対象になると考えております。

6 ページですけれども、「『調査・統計に対する協力』で負担に感じていること」ということで、こちらもアンケートの結果を整理したものなのですが、上位3つが①～③というところで、こちらも記載方法等が分かりにくい、書類の作成の負担が大きい、様式等が異なるといったことでございます。

具体的には、次の7 ページですけれども、日本商工会議所が言っていることは、法定、非法定を問わず国、地方公共団体、独法等による調査やアンケートの依頼が多い。断ることもできず、対応が負担となっているということだとか、経済同友会が言っているのは、調査・統計への協力に関し、作業負担が大きい、オンラインで回答できないものがあるということでございます。

その8 ページは、アンケートの自由記載のうち、調査（統計調査以外）に関係すると考えられるものを事務局で整理したものでございます。これも一つ一つの説明は省略しますが、類似の調査が各省庁あるいは民間なども含めて事業者のところに来ているといったことの負担が大きいといった意見が多く見受けられたところでございます。

11 ページですけれども「統計改革における検討状況」とありまして、統計調査の報告者負担の軽減というのが、「統計改革推進会議」でも今、検討がされています。ちょうど先週の金曜日に中間報告が出たばかりでありますけれども、調査（統計調査以外）についても、その検討事項が参考になると考えられるということで、幾つか中間報告の抜粋の項目が挙がっておりますけれども、例えば「③ 類似調査の事前確認、負担の声への対応」ということがありまして、各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの存在の有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認するとあります。

このEBPMとは何かと申しますとevidence based policy makingのことなのですが、今回の統計改革の中で、証拠に基づく政策立案を推進していくことを検討されておりまして、そのための体制作りを各省庁にも置くということで、こういった組織を設けることとしています。こういったものを活用して、類似調査の事前確認等をやっていくという趣旨でございます。

このほか、幾つか項目が挙がっているところでございます。

参考資料1ですけれども、この後の進め方でございます。今日部会で作業方針の議論がありまして、結果的に部会長の一任と整理されましたので、今後、部会長と相談をしながら、案が固まりましたならばそれを実際に各省庁に示していくという流れでございます。

これは4月中に各省庁に示す方向でございます。

入札・契約、調査（統計調査以外）に関しましては、5～6月にかけて部会でさらに検討を進めていくということでございます。

私からは、以上でございます。

○石崎参事官 補足しておきますと、今、大槻参事官からありましたとおり、基本計画については一応、部会長一任ということになりましたので、部会の議論を踏まえて多少修文を、一番早ければ今週の末、遅くとも来週のどこかの段階では、各省の管理職を集めて作業方針を説明して、作業に入っていただくこととなります。

宿題としては、1点だけです。委員のほうから、助成金をどうするかということ。資料1-2の1ページの「1. 対象手続一覧表」の「③ 補助金の手続」というところの2つ目のポツですけれども、「助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の対象とならず、支給申請者の申込みに対する行政庁の承諾により成立する贈与契約と解されるものは対象となるか」という論点があつて、具体的に言うと、雇用調整助成金のようなものは法律上、補助金適正化法の対象とならないので補助金ではないのですけれども、今回、部会の委員の方々複数から、これは事業者の要望が強いので、関係省庁に何らかの対応を求めるべきではないかという御意見がありまして、これは事務局のほうでさらに検討することになっております。

それ以外につきまして、基本的に余り大きな議論はありませんでしたから、部会長の一任ということになっております。

2. と3. につきまして、大槻参事官から説明があつたとおり、先ほどの説明ではあれしたのですけれども、要するに入札・契約とかにつきましては、補助金とか許認可は各省ごとにそれぞれやればいい話なのですけれども、入札・契約は大体、各省統一でやっているものですから、まず共通の方針を作らないと、各省ばらばらに計画を作っても余計、非効率となるのではないかという御意見があつたものですから、今、具体的にどういう横串の方針を出せるかということを検討しているということであります。

調査（統計調査以外）も同じであります。

いずれにしましても、先ほどありましたとおり、できれば9月のうちぐらい、ちょっとまだ議論が始まったばかりなものですから、どうなるかというところはあるのですけれども、事務局としては6月ぐらいまでに一定の方針が出せればいいなと思っております。

以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問がある方は、挙手の上、御所属とお名前を話した上、御質問ください。

いかがでしょうか。

○記者 読売新聞のアベと申します。

確認ですけれども、そうすると、まだ作業方針については案が残ったままで、今週末、来週頭ぐらいには案がとれた形で示されるということよろしいのでしょうか。

○石崎参事官 そのとおりであります。

早ければ今週末ぐらい、遅ければ来週ぐらいに、案がとれた形で行政手続部会としての作業方針ということで各省にお示しすることになります。

○記者 わかりました。

もう一点、この6月末までに各省庁が基本計画を作成、公表したことに対して、部会のほうで点検だとかフォローアップをしていくということだと思っておりますけれども、それについてはどのような形になるのでしょうか。

○石崎参事官 これは、まだ部会で相談しなければなりませんけれども、基本的には少し事務局のほうで出てきた基本計画を整理した後に、部会で各省庁の要するに基本計画ごとにチェック・アンド・レビューということでチェックをして、必要に応じ改善を求めていくというプロセスに入っていくことになります。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第14回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

どうもありがとうございました。